

芦屋市社会教育関係団体登録申請等について

1 芦屋市社会教育関係団体の登録制度

(1) 登録制度の目的

本制度は、芦屋市内で社会教育活動を行っている団体に対してその活動を支援することで、市の地域文化向上や生涯学習・スポーツの振興につなげることを目的としています。

(2) 社会教育関係登録団体とは

社会教育関係団体とは、「社会教育に関する活動」を行うことを主な目的とし、自主的な運営を行っている団体（※1）です。

社会教育関係登録団体とは、本制度に基づき、教育委員会に登録を承認された社会教育関係団体のことです。社会教育関係登録団体の活動は、会員同士だけで行われるものではなく、会員以外の人も対象に、広く公開されたものでなければなりません。

また、広く入会の機会を設けたり、日頃の活動の成果を地域に還元する機会を設けるなど、地域に開かれた運営が求められます。

（※1）自主的な運営とは

社会教育に関する活動を行う人たちが自発的に団体を作り、特定の個人や団体等の指示・命令によって活動するのではなく、**会員全体**によって、会の基本的意思決定や重要事項（団体の活動目的・年間活動内容・運営方法・役割分担・予算・会費等）に関する決定を行い、活動を進めていくこと。

(3) 社会教育活動とは

社会教育活動（社会教育に関する事業）とは、個人の「趣味・教養」を充足させるだけでなく、「技術の習得や教養を高める」ことにより、成果を地域に還元し、「地域をより良くする」「地域を活性化する」ことなどを目的として、文化芸術・スポーツ・生涯学習等のさまざまな活動を自主的に運営して行うことです。

(4) このような団体は社会教育関係団体ではありません

- ・講師（先生）が中心となって月謝を集めて活動をしている団体
- ・活動内容の大半が、会員相互の親睦や交流を深めることが目的となっている団体

〈例〉

社会教育関係団体	私塾・文化教室
講師は全員の総意で決めます。	講師中心で縦の人間関係となります。
経理は会員の互選により係の者が行い、会費の経理内容は監査を受けて会員全員に公開します。	個人が直接、経営者もしくは講師に月謝を支払います。経理内容は通常公開しません。
会員の総意で民主的に運営します。	私塾・文化教室の経営者もしくは講師自らが運営します。

これらを含め、次の「2 登録の要件」を満たす団体が社会教育関係団体です。

2 登録の要件

- (1) 公（国又は地方公共団体）の支配に属さない団体であること。
- (2) 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として、自主的かつ主体的に活動を行い、次の行為を行わない団体であること。
 - ア 営利を目的とした事業又は営利事業を援助する行為
 - イ 特定の政党の利害に関する行為
 - ウ 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治的行為
 - エ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派、若しくは教団を支援する行為
- (3) 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。
 - ア 過去1年以上の実績があり、継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が地域社会に還元されることが期待できる活動であること。
 - イ 組織及び活動に参加を希望する者が新たに加わることができること。
 - ウ 団体の構成人員が10人以上で、市内在住、在勤、在学の者が6割以上であること。
 - エ 団体の主たる活動の場及び活動の本拠として事務所を芦屋市内に有すること。
 - オ 団体の代表者が芦屋市内に在住、在勤又は在学していること。
 - カ 団体の組織及び活動のための会則（あるいは規約）を有すること。
※会則（あるいは規約）施行後1年以上経過していること。
 - キ 団体の代表者及び役員が、その団体の活動により対価を得ることがないこと。
 - ク 活動のための自己財源を有し、団体内に会計・会計監査がいること。（ただし、役職の兼務は不可とする。）
 - ケ 芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
 - コ 芦屋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を構成員に含まない団体であること。

3 支援内容

- (1) 社会教育に関する活動を行う場合、芦屋市内の決められた社会教育施設及び集会所の使用料が減額されます ※施設を予約する際は、登録承認証を提示してください。
- (2) 団体の主催するイベント情報について、広報紙（市民のひろば欄）への掲載依頼ができます。 ※紙面の都合上、掲載できない場合があります。
- (3) 団体の主催するイベント情報について、市内の広報掲示板の使用許可を受けることができます。

4 届出・登録方法

(1) 必要な書類

- ア 芦屋市社会教育関係団体登録申請書..... (様式第1号)
- イ 会員名簿..... (様式第2号)
- ウ 事業計画書・収支予算書..... (様式第3号)
- エ 事業報告書・収支決算書..... (様式第4号)
- オ 社会教育活動報告書..... (様式第5号)
- カ 会則..... (団体で使用のもの)
- キ 総会資料..... (団体で使用のもの)
- ク イベント周知のチラシ等
- ケ その他市長が必要と認めるもの

上記ア、オについては、必ず所定の様式で提出すること。

上記イについては、項目を満たしている名簿があれば、本書式を使用しなくても結構です。

上記ウ、エについては、原則所定の様式で提出すること。

(2) 申請受付期間及び受付場所

ア 申請期間（9時～17時【昼休み12時～12時45分】）※土日祝を除く

(ア) 6月15日～6月末日

(イ) 12月10日～12月25日

イ 提出方法および提出先

郵送または電子メールによる提出

※感染症拡大防止のため、郵送または電子メールでの提出にご協力をお願いします。

■郵送先：〒659-8501芦屋市精道町7番6号

芦屋市教育委員会教育部教育統括室社会教育推進課

■電子メール提出先アドレス：shakai.kyoiku@city.ashiya.lg.jp

※電子メール件名：「社会教育関係登録団体申請書類の提出【団体名】」

※電子メールの容量が10MBを超える場合は、複数回に分けて送付してください。

※社会教育推進課がメール受領後、受領メールをお送りします。必ずご確認ください。

※電子メールで送付ができない総会資料やイベント用チラシ等がある場合は、別途郵送いただきますようお願いします。

窓口での提出

■提出窓口：芦屋市教育委員会 社会教育推進課

(3) 芦屋市社会教育関係団体登録承認証の交付

登録申請に基づいて承認した団体には、「芦屋市社会教育関係団体登録承認証」を交付します。

(4) 芦屋市社会教育関係団体登録承認証の有効期限

- ア 申請期間（ア）は、申請した年の10月1日から令和9年9月30日まで
イ 申請期間（イ）は、申請した翌年の4月1日から令和9年9月30日まで

(5) 変更・再発行

申請内容に変更があった場合は、すみやかに届出が必要となりますので、下記の手続きをしてください。

変 更

団体名、団体所在地、代表者、事務連絡担当者等の変更や会則（規約）の改正があった場合は、「芦屋市社会教育関係団体登録承認証」を添えて届け出てください。

再発行

「芦屋市社会教育関係団体登録承認証」を紛失・破損した場合は申請により再発行します。

(6) 登録取消し

登録承認期間中に団体が解散した場合や、登録要件を満たさなくなった場合は、「芦屋市社会教育関係団体登録取消届」をご記入の上、「芦屋市社会教育関係団体登録承認証」を添えて社会教育推進課までご提出ください。

(7) その他

登録された団体については、登録要件を満たしているかどうかを確認する目的で、教育委員会から随時、調査・依頼をさせていただきますので、求められた書類を定められた期間内に速やかに提出してください。

5 個人情報の取扱いについて

芦屋市個人情報保護条例に基づき、芦屋市社会教育関係団体登録申請書に記載されている個人情報については、資格審査、活動に参加を希望する市民からのお問い合わせによる団体紹介以外には利用しません。

◆ 申請書のダウンロード

社会教育関係団体の申請書類は芦屋市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.ashiya.lg.jp/gakushuu/dantaitouroku.html>

【ホーム→教育・文化・スポーツ→生涯学習→社会教育関係団体→社会教育関係団体の登録制度】



◆ 問 合 せ 先

芦屋市教育委員会教育部教育統括室社会教育推進課

〒659-8501 芦屋市精道町7-6 芦屋市役所北館4階

(TEL) 0797-38-2091 (Fax) 0797-38-2166

e-mail: shakai.kyoiku@city.ashiya.lg.jp